



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条」及び「同法第16条の2」により

# ごみの不法投棄及び野外焼却は禁止されています。

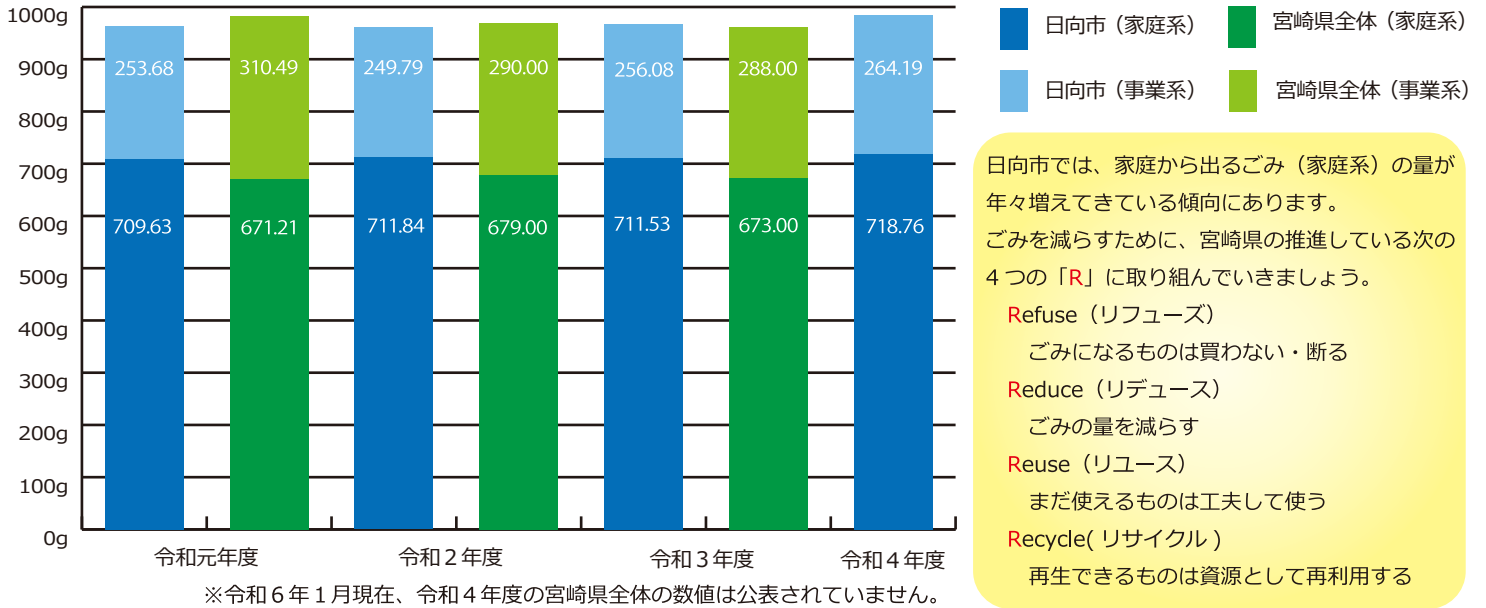
● 野外焼却の例外

- ・ 河川管理者や海岸管理者等が管理のために行う焼却
  - ・ 農家が田畑の管理（土壌改良・害虫駆除等）のために行う野焼き
  - ・ 伝統行事や宗教上の行事で行うもの ・ たき火やキャンプファイヤーを行う際の木くずの焼却
- ※ 例外として野外焼却を行う場合は林業水産課（森林法に基づく申請）や消防署への届出が必要なものもありますので、ご注意ください。  
 ※ 草木の処分に関しては8ページ又は16ページをご覧ください。

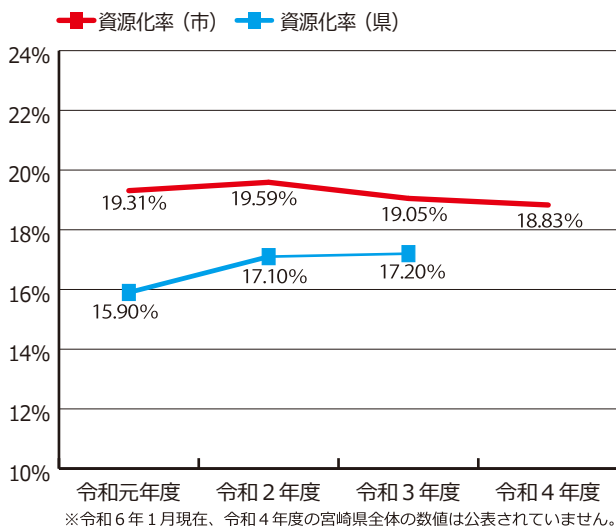
【違反者には罰則が適用される場合があります】

5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこれを併科。法人に対しては3億円以下の罰金

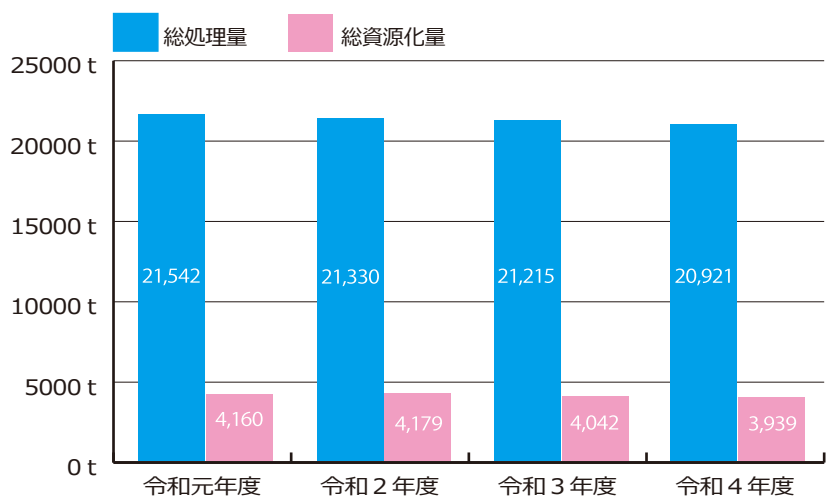
## 1人1日あたりのごみの排出量の推移



## 資源化率の推移



## 日向市のごみの総処理・資源化量の推移



## めざせ資源化率25%

市が策定している「日向市ごみ処理基本計画」では、「市民・事業者・行政の協働による循環型社会の実現」を将来像として、令和7年度までに資源化率を25%以上にすることを目標としています。

資源化することができなかった家庭からのごみは焼却灰や破砕くずとなり、最終処分場に埋め立てられています。最終処分場がいっぱいになると、新たな最終処分場が必要になり、その確保のための土地や予算がさらに必要となってきます。

みんなで力を合わせて、ごみを減らしましょう。